ハ　容量三十万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満の発電機に係るもの（容量を六十万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）	二十五万六千八百円	二十四万七千七百円
ニ　容量六十万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を六十万キロボルトアンペア以上とするもの及び容量三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満とするもの及び容量六十万キロボルトアンペア以上の発電機に係るもの	三十万五千五百円	二十九万五千五百円
(2)　他の変圧器に係る工事（これに伴う換機器及び整流機器を除く。）の設置又は変更の工事を含む。）		
イ　容量五万キロボルトアンペア未満の変圧器に係るもの（容量を五万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）	十一万九千四百円	十一万千百円
ロ　容量五万キロボルトアンペア未満の変圧器の容量を五万キロボルトアンペア以上三十万キロボルトアンペア未満とするもの及び容量五万キロボルトアンペア以上三十万キロボルトアンペア未満の変圧器に係るもの（容量を三十万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）	二十万九千三百円	二十万二百円
ハ　容量三十万キロボルトアンペア未満の変圧器の容量を三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満とするもの及び容量三十万キロボルトアンペア以上六十万キロボルトアンペア未満の変圧器に係るもの（容量を六十万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）	二十五万六千八百円	二十四万七千七百円
ニ　容量六十万キロボルトアンペア未満の変圧器の容量を六十万キロボルトアンペア以上とするもの及び容量六十万キロボルトアンペア以上の変圧器に係るもの	三十万五千五百円	二十九万五千五百円
(3)　遮断器に係る工事		
イ　電圧一万ボルト未満の遮断器に係るもの	七万五千百円	六万六千七百円
ロ　電圧一万ボルト以上の遮断器に係るもの	十一万四千四百円	十万五千二百円
3　附帯設備に係る工事	十一万四千四百円	十万五千二百円

第二条から第五条まで及び別表第一から別表第五までを削る。

附　則

この規則は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第四号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行及び原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第百九十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改める。

第一条中「省令」を「規則」に改め、同条第一条中「原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び」を「試験研究用等原子炉（」に改め、同条第二号中「もの（発電の用に供するものを除く。）」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第一条の二中「省令」を「規則」に改め、同条第三号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第七号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第一条の三の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉の設置」を「試験研究用等原子炉の設置」に改め、同項第一号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第二号イ及びロ中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同号ヌ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二項中「令第十二条第二項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十二条第二項」に、「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同項第一号、第二号、第四号、第七号及び第十号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二条第一項第一号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第二項中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同項第一号、第二号、第四号、第七号及び第十号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三条第一項第二号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同項第三号チ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二項第四号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第三条の三第一項第二号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第三条の四第四号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第五号中「原子炉が」を「試験研究用等原子炉が」に改める。

第三条の五第一号、第四号、第六号及び第九号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第十号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三条の七第二号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第三条の十四（見出しを含む）中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三条の十五第一項第二号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第四条第一項中「原子炉の運転計画（発電の用に供する原子炉及び船舶に設置する原子炉」を「試験研究用等原子炉の運転計画（船舶に設置する試験研究用等原子炉」に、「原子炉ごと」を「試験研究用等原子炉ごと」に改め、同条第二項及び第三項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第五条第一項第二号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二項第二号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。